

8. 学籍(休学・退学・除籍)

以下のとおりになりますが、詳細は、市ヶ谷共通項目を確認してください。なお、市ヶ谷共通項目には、復籍や復学についても記載があります。

(1) 休学

病気その他のやむを得ない事由で、一定期間授業に出席できない学生は休学することができます。休学を希望する学生は、所定の手続きを期限内に行い、許可を得なくてはなりません。

春学期休学・秋学期休学の場合、通年科目の履修が無効となりますのでご注意ください。教職・資格科目を履修している場合は教職・資格担当に、事前に相談・手続きをしてください。奨学金を受けている場合は、学生センター厚生課に必ず相談・手続きをしてください。

休学願の届け出期限: 下表のとおり。

休学希望期間	休学願提出期限
年間	5月31日
春学期	
秋学期	10月31日

(2) 退学

病気その他の事情により退学を希望する学生は、所定の手続きを経て許可を受けなければなりません。奨学金を受けている場合は、学生センター厚生課にも必ず報告してください。

①退学願には必ず学生証を添付してください。

②学費の納入状況と退学許可日との関係は次のページの表のとおりです。

当該年度の学費納入	退学日として可能な日	退学願提出期間	当該年度の成績について
関係なく	前年度の3月31日付	5月31日まで	すべて認定されません
春学期(1期)分納入済	4月1日～9月14日付	9月15日まで	すべて認定されません
	9月15日付	10月31日まで	春学期科目の成績のみ認定されます
秋学期(2期)分納入済	9月16日～3月30日付	3月下旬まで (詳細は窓口にお問い合わせください)	春学期科目の成績のみ認定されます
	3月31日付		すべての成績が認定されます

(3) 除籍

下記の事項に1つでも該当した場合は除籍されます。

①授業料その他(学費)を所定の期日までに納入しない者。

②学則第13条の在学年限を超えた者。

③学則第36条の休学期間を超えた者。

④新入生で指定された期限までに履修登録をしない等、その他本大学において修学する意志がないと認められる者。